

事務連絡
令和3年3月15日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について

ファイザー社ワクチンを用いて接種を実施する施設については、ワクチン接種円滑化システムにおいて基本型接種施設又は連携型接種施設/サテライト型接種施設として登録いただいているところです。今般、現時点で施設類型情報を変更できる場合を下記のとおり整理しましたので、本事務連絡の内容について、医療従事者等への接種を実施する基本型接種施設及び連携型接種施設/サテライト型接種施設並びに管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願いいたします。

記

1 施設類型情報を変更できる場合

- (1) 基本型接種施設から連携型接種施設/サテライト型接種施設への変更
基本型接種施設として登録したものの、一度もワクチンの配分を受けていない場合は、連携型接種施設/サテライト型接種施設への変更が可能
- (2) 連携型接種施設/サテライト型接種施設から基本型接種施設への変更
連携型接種施設として登録したものの、一度も基本型接種施設からワクチンの配分を受けていない場合、基本型接種施設への変更が可能
- (3) 連携型接種施設/サテライト型接種施設の分配元となる基本型接種施設の変更
既に基本型接種施設から移送されたワクチンを全て使い切り、在庫がない場合、移送元の基本型接種施設を別の基本型接種施設に変更することが可能

2 変更手続

(1) 変更を希望する接種施設を管轄する都道府県は、上記の条件を確認の上、医療従事者向け優先接種に係るワクチン配送先を厚生労働省に登録する際、登録様式に所要の事項を記入すること。

変更を希望する場合、V-SYS内での類型変更手続は国側で行うが、連携型接種施設/サテライト型接種施設の提携先となる基本型接種施設の設定については、V-SYS上で連携型接種施設/サテライト型接種施設側から手続を行うこと。

(2) 当面の間、V-SYS上で、施設側から類型変更はできない。また、上記(1)のタイミング以外での類型変更はできない。

(3) 医療従事者等への接種のためのワクチン配分や移送を受けた施設が、今後、高齢者向け優先接種に向けて類型の変更を希望する場合には、現時点では類型の変更はできないが、今後、可能となる際には、変更方法をお知らせする。